

令和 8 年 8 月 1 9 日開催

地域活性化・生活環境向上特別委員会

委 員 長 報 告

令 和 8 年 9 月 定 例 会

委 員 長 柳 田 つとむ

去る8月19日に開催されました当委員会の審査概要について、ご報告申し上げます。

「川口市産業振興指針改定版Ⅱ（案）について」報告を求めましたところ、次のような説明を徴しました。

本指針は、川口市中小企業振興条例に基づき平成23年4月に策定し、社会経済情勢の変化や中核市への移行を踏まえ、平成30年4月に改定したもので、令和8年度末に計画期間が満了となることから、令和9年度から開始する新たな指針として、本指針を改定するものであるとのこと。

改定にあたっては、川口市産業労働行政審議会委員等の意見や市内事業者実態把握調査の結果を踏まえるとともに、第6次川口市総合計画及び第3期川口市まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合を図りながら、本市の産業を取り巻く社会経済情勢、地域の現状や課題を明確にし、今後の産業振興の方向性を示すものとしたとのこと。

主な変更点として、事業者に分かりやすい内容とするため、指針の目標を3つから1つに、基本方針を9つから5つに、重点プロジェクトを22から14に整理するとともに、各種統計データの更新を行うほか、重点プロジェクトに紐づく具体的な事業については、今後策定する実施計画において管理するとのこと。

本指針の計画期間は令和9年度から10年間とし、実施計画については、前期・後期それぞれ5年間とするとのこと。また、全庁的な指針として、オール川口の体制で取り組むことが重要であり、PDCAサイクルにより施策や事業成果を評価・検証し、継続的な見直し及び改善に取り組んでいくとのこと。

今後は、令和8年11月から12月にかけてパブリック・コメントを実施し、令和9年3月に川口市産業労働行政審議会から答申を受けた後、公表する予定であるとのことでありました。

以上のような説明に対して、指針に掲げる企業誘致や新事業進出等に関する専門的知見の取り入れ方について、商店街や個店の魅力・集客力向上に向けた事業内容について、質疑応答の後、本報告を終了し、委員会審査を終了した次第であります。

なお、現地視察として、戸塚環境センター施設整備事業の進捗状況について視察をいたしましたことを付言いたしまして、報告を終わります。